

新	旧
<p>横浜市交通政策推進協議会 運営要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、横浜市交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 都市整備局長は、次に掲げる事項について、協議会の委員に助言を求める。</p> <p>(1) 公共交通を含め様々な交通施策のあり方とその方向性に関する事項</p> <p>(2) 「横浜都市交通計画」などの本市交通施策の推進に関する事項</p> <p>(3) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく協議会」として協議する、地域公共交通計画の作成及び実施等に関する事項</p> <p>(4) 前号までに掲げるもののほか、事務局が必要と認める事項</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会の委員は、本市交通施策に広く精通し専門知識を有する学識経験者、市民、市内に拠点を置く企業、市内を営業エリアとする交通事業者並びに本市、国及び警察の職員などに都市整備局長が就任を依頼する。</p> <p>2 前項に掲げる者のほか、協議会の運営上、事務局が必要と認める者を委員として加えることができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年以内とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 協議会の会議は、必要な時期に事務局が招集する。</p> <p>2 会議の司会進行を行うため、座長を置くことができる。</p> <p>3 事務局は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>4 市内に拠点を置く企業、市内を営業エリアとする交通事業者並びに本市、国及び警察の職員の委員については、会議に代理人を出席させることができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第6条 原則として会議を公開する。ただし、事務局が必要と認める場合、この限りでない。</p>	<p>横浜市交通政策推進協議会 運営要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、横浜市交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 都市整備局長は、次に掲げる事項について、協議会の委員に助言を求める。</p> <p>(1) 公共交通を含め様々な交通施策のあり方とその方向性に関する事項</p> <p>(2) 「横浜都市交通計画」などの本市交通施策の推進に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 前号までに掲げるもののほか、事務局が必要と認める事項</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会の委員は、本市交通施策に広く精通し専門知識を有する学識経験者、市民、市内に拠点を置く企業、市内を営業エリアとする交通事業者並びに本市、国及び警察の職員などに都市整備局長が就任を依頼する。</p> <p>2 前項に掲げる者のほか、協議会の運営上、事務局が必要と認める者を委員として加えることができる。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年以内とする。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 協議会の会議は、必要な時期に事務局が招集する。</p> <p>2 会議の司会進行を行うため、座長を置くことができる。</p> <p>3 事務局は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>4 市内に拠点を置く企業、市内を営業エリアとする交通事業者並びに本市、国及び警察の職員の委員については、会議に代理人を出席させることができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第6条 原則として会議を公開する。ただし、事務局が必要と認める場合、この限りでない。</p>

2 会議の公開に必要な事項は、横浜市交通政策推進協議会の公開に関する要領（平成20年7月制定）の定めるところによる。

（部会等）

第7条 事務局が必要と認める場合は、部会等を置くことができる。

2 部会等の運営に関することは、事務局が定める。

（事務局及び庶務）

第8条 協議会の事務局及び庶務は、都市整備局都市交通部都市交通課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局において定める。

附則

この要綱は、平成20年7月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年11月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月8日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月6日から施行する。

2 会議の公開に必要な事項は、横浜市交通政策推進協議会の公開に関する要領（平成20年7月制定）の定めるところによる。

（部会）

第7条 事務局が必要と認める場合は、部会を置くことができる。

2 部会の運営に関することは、事務局が定める。

（事務局及び庶務）

第8条 協議会の事務局及び庶務は、都市整備局都市交通部都市交通課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局において定める。

附則

この要綱は、平成20年7月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年11月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月8日から施行する。